

函 福 管

令和4年(2022年)1月31日

民生常任委員会委員 様

保 健 福 祉 部 長

参考資料の配付について

このことについて、下記の資料を別添のとおり配付いたします。

記

1 配付資料

- 住民税非課税世帯等への臨時特別給付金に係るコールセンターの開設について

(保健福祉部管理課)

住民税非課税世帯等への臨時特別給付金に係るコールセンターの開設について

1 コールセンターの開設

- 現在、支給に必要な支給要件確認書や申請書の作成など、支給に向けた準備を進めておりますが、手続き方法などに関する函館市のコールセンターを令和4年2月1日(火)に開設します。

電話（フリーダイヤル） **0120-685-667**

午前9時から午後5時（土日祝日を除く）

- なお、制度に関するお問い合わせは、下記の内閣府のコールセンターをご利用ください。

電話（フリーダイヤル） **0120-526-145**

午前9時から午後8時（土日祝を含む）

2 住民税非課税世帯等への臨時特別給付金の概要

(1) 制度の目的

国の「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」に基づき、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、様々な困難に直面した方々が速やかに生活・暮らしの支援を受けられるよう、住民税非課税世帯等に対して、1世帯あたり10万円の臨時特別給付金を支給する。

(2) 対象世帯・支給手続き等

支給対象世帯	支給手続き	支給時期
① 住民税非課税世帯 令和3年12月10日時点で函館市に住民登録があり、かつ世帯全員の令和3年度の住民税均等割が非課税である世帯	2月中旬以降順次、 確認書を送付しますので、内容をご確認のうえ返送してください。	確認書(申請書)を受付後、確認審査等を経て、約3週間後に振込予定
② 家計急変世帯 上記①に該当しない世帯で、新型コロナウイルス感染症の影響で収入が減少し、世帯全員が住民税非課税相当となった世帯	申請が必要です。 申請書に必要な事項を記入し、添付書類とともに郵送で提出してください。 ※申請書は2月下旬に市役所本庁舎・各支所などで配布予定	

※ただし、①、②いずれも住民税が課税されている方の扶養親族等のみからなる世帯は対象外です。

(3) その他

確認書の送付時期や申請書の配布時期の詳細などについては、整い次第、あらためてお知らせいたします。